

幸清撰『宇佐石清水宮以下縁起』について

——幸清撰・口不足本『諸縁起』を補うもの——

生 井 真理子

一、『宇佐石清水宮以下縁起』

岩寛正二年辛巳卯月仏生日誌之

「森本信富献本」の朱印

現在、重要文化財となっている石清水八幡宮所蔵の文書・記録類の中に、『宇佐石清水宮以下縁起』なるものがある。和綴じの冊子本で、縦27cm、横20cm、紙数四十三枚に表紙をつけた、江戸時代のものである。外題も内題も同じく『宇佐石清水宮以下縁起』であり、巻頭にそれぞれ抄出した内容の目録を番号を附して配し、次に撰者「別当法印権大僧都幸清」の前書きがあつて、本文に入る。残念なことに、巻頭に書かれている目録の番号で言えば、十九番の大江匡房作「筥崎宮記」の中途から後が失われている。最後の三行を示すと、

創此朝論其聖化誰不受賜其母神

功皇

幸清撰『宇佐石清水宮以下縁起』について

とあるので、寛正二年（一四六一）の書写本を、転写の過程は不明ながら祖本として書写したものと見られ、丁寧な楷書で書かれている。「森本信富献本」の朱印が奥書の横に押されているが、石清水八幡宮研究所の田中君於氏によれば、明治・大正期に石清水八幡宮の禰宜を勤めた森本信富氏もりもと のぶあつが寄贈したもので、回家に伝わっていた文書等を一括して寄贈された中の一つであった。森本（森元とも書く）家一族は江戸時代に代々莊嚴宝樹預や安居本頭人・六位（放生会の際は神輿のひもを持つ役）の役職を担った神人の家系で、江戸幕府から朱印領を与えられていた^①。

『宇佐石清水宮以下縁起』は内題に続いて目録が以下のとおり附されている。

- 一 欽明天皇卅二年辛卯正月豊前国宇佐郡顕事【天平勝宝元年己丑造立宇佐宮云云】
- 二 天平卅年奉勸請東大寺鎮守事【奉鑄大仏妙工御座云云】
- 三 貞觀元年大安寺行教參詣宇佐宮蒙託宣奉勸請男山事
- 四 寬平年中為藥師寺鎮守事
- 五 齊衡二年移坐大安寺事
- 六 貞觀二年移坐山崎並男山事
- 七 石清水八幡宮護国寺縁起事
- 八 同縁起並道俗司次第事
- 九 同御宝殿造立奉安置御体事
- 十 同宮准本宮致祭祀等事
- 十一 石清水縁起
- 十二 貞觀二年宣命
- 十三 金剛般若験記事
- 十四 大安寺塔中院建立縁起
- 十五 正宮縁起【以天平元年己巳造八幡宮志賀辛前社云云】
- 十六 御因位本縁起【神龜元年癸亥造香椎宮云云】
- 十七 阿蘇大権現根本記
- 十八 筥崎宮縁起【神龜三年乙丑造穗浪宮云云延長元年癸未造筥崎宮云云】
- 十九 同宮起【匡房】
- 廿 筑後国高良社縁起
- 廿一 同社十講会縁起
- 廿二 大菩薩前身人聞菩薩坐事
- 廿三 人聞菩薩縁起二卷【但顯本】
- 廿四 八幡文字書付御起請事
- 廿五 大菩薩五人同行事
- 廿六 放生会事
- 廿七 外起日記事
- 廿八 道成私記氣比大神事
- 廿九 申譽田天皇因縁事
- 卅 俗別当兼孝語事
- 卅一 大菩薩所々移坐事
- 卅二 貞觀十八年十一月廿三日宇佐宮 若宮顕縁起
- 卅三 極楽寺縁起
- 卅四 石清水不断念仏縁起【匡房朝臣作】
- 卅五 御許山法華三昧縁起【匡房卿作】
- 卅六 善起元年從大唐大菩薩渡事
- 卅七 石清水宮内殿御装束事

承元四年仲夏五月、八幡御山之上百日齋籠之間、或搜諸家之秘本、或摺万人之要起、為家為在、或抄或集、非當當時悅目之鴻宝、將備後代指掌之龜鏡而已。

別当法印権大僧都幸清（句読点は筆者が私に記す）

最後の三行が、幸清による序文と見られる文章で、すなわち、承元四年（一一二〇）の仲夏五月に、石清水八幡の山上で百日参籠の折、「諸家之秘本」を搜し、万人にとつて重要な記を録して、家のためにのために抄出し集めたもので、ただ当代の宝として人の目を喜ばせるためではなく、「由来・歴史」が明らかになるように後代のため備えたいのだという。「百日齋籠」については、当時の権別当宗清が、後に自分の「勤勞」の経歴を述べるときに「御山百ヶ日参籠八度 十ヶ日以下不可勝計」と言っており、毎年ではないものの、石清水の祀官の勤めとしてあつたようである。^②

目録を見るに、卅一と卅二の間に、「從此以下檢校法印祐清被撰出仍書人之」とあるので、最初の「欽明天皇卅二年辛卯正月豊前国宇佐郡顯事」から、「卅一 大菩薩所々移坐事」までは幸清が撰び、「卅二 貞観十八年十一月廿三日宇佐宮若宮顯縁起」から「卅七 石清水宮内殿御装束事」までは「檢校法印祐清」が撰出し、幸清が書き入れたと見られ、実質的には幸清と祐清の共同選出になるものと言えよう。

幸清撰『宇佐石清水宮以下縁起』について

祐清・幸清とともに石清水八幡宮の別当・檢校を務めた紀成清の子。兄祐清（一一六六―一一二一）の建立した八角堂の本尊阿弥陀仏は現在京都国立博物館にあり、弟の幸清（一一七七―一二三五）は勅撰歌人で、藤原定家と交流があつた。また、承元二年（一一二〇）に、東大寺の手向山八幡宮のご神体「僧形八幡神像」を造つた快慶が、石清水八幡宮に僧形八幡神画像を施入したことは美術史の方面ではよく知られている。承元四年（一一二〇）当時、四十五歳の祐清は檢校法印権大僧都、三十四歳の弟の幸清は別当法印で、幸清は建暦三年（一一一三）になって行幸の賞として権大僧都に任せられた。つまり、承元四年の段階では、まだ幸清は権大僧都ではなかつた。

ところで、石清水八幡宮関係では『宇佐石清水宮以下縁起』はもう一本存在する。森本家と同じく、江戸時代に朱印領を与えられ、代々石清水八幡宮の神人で神宝預禰宜（神宝所は放生会の時、御倉から内陣へ宝物を運び出す役・太鼓の役を務めた）であつた谷村家が所蔵している。^③表紙には「宇佐石清水宮縁起」、内題には「宇佐石清水宮以下縁起」とあつて、本の大きさは縦^{28.5}cm、横^{20.3}cm。一行十五文字という形式から、紙数、段落替え、脱字・脱文とおぼしき箇所、奥書に至るまでまったく同じである。誤字と思われるものの箇所が必ずしも重ならないので、石清水八幡宮所蔵の森本家本と

は兄弟関係の可能性もある。奥書によれば正徳年間（一七一―一七一六）の書写である。同家の谷村氏部正穩（神宝預禰宜）が、宝曆四年（一七五―一七五二）に描いた「石清水八幡宮境内全図」は重要文化財（石清水八幡宮蔵）となっている。また、八幡市教育委員会の竹中友里代氏によれば、正穩は宝暦八年（一七五八）に、谷村久輔が寛政五年（一七九三）に、石清水の岩本坊にあった「貞和二年の感得図」（石清水社頭図）を模写している（谷村家蔵^④）。

こういった事情から見ても、森本某氏や谷村某氏が石清水八幡宮関係のどこかで書写の機会を得たか、もしくは書写本を取得したのが森本家本と谷村家本であること、これらの共通の原本である「寛正書写本『宇佐石清水宮以下縁起』」は、幸清が権大僧都となって以後の写本をもとにしているものの、続きの部分がなかったのだからことが推測される。他に「同名」の本は、現在のところ石清水八幡宮には見つからない。尚、本稿では引用に際して、比較して誤字の少ない方の石清水八幡宮蔵森本家本を用いることとする。（翻刻に際しては、基本的に異体字等は通行の字体を用い、私に句読点を付した。）

二、『諸縁起』と『八幡大菩薩示現記』

『宇佐石清水宮以下縁起』（以下『以下縁起』）について論じるの

に重要な存在が、石清水八幡宮所蔵の『諸縁起』（表紙の原題は「諸縁起」口不足 黄紙無表紙 一卷 幸清撰）と、『八幡大菩薩示現記』（以下『示現記』）である。両書ともに、『石清水八幡宮史料叢書二 縁起 託宣 告文』（以下、史料叢書）に翻刻され、収められている。

『諸縁起』は「口不足」とされるように、巻頭部分が欠けている。各縁起には朱書きで文頭右に番号が附されていて、三の石清水創建縁起の中途から残っている。損傷により、巻全体の前半部分にとこのところ読めない箇所がある。奥書には、

別当法印権大僧都幸清撰

建保七年己卯閏二月廿五日書寫了

「幸」（朱印） 執筆僧隆宴

とあり、建保七年（一二二九）に僧隆宴が書写したことが知られる。隆宴自筆か、その写しかはわからないが、幸清所持本のようなのである。なお、十六・十七・十八・十九・廿・廿四の本文には異本校合の跡がある。異本校合は墨書でよく似た字で、たとえば「道武イ」という形式のものと、「或本綿字無之」という類と二種あり、他に傍注として墨書や朱書きで誤字を疑って「材敷」のように書き込む例もある。

隆宴は幸清の子で、承元三年（一二〇九）六月十九日、梅尾の明

恵上人が八幡宮参拜のついでに、幸清のもとを訪れた折、幸清や印雅とともに、

コヨヒキク御法ヲ月ノユカリトテノチノ世フカキヤミヤハレナ

ム

の歌を詠んだ隆宴（号「少納言□□」）と同一人物と思われる。⁵⁾ また、

『石清水皇年代記』承久三年（一二二二）九月二十六日条には、

先任了 廿六日 上座隆宴募高橋造功、可為法橋之由被 宣下
了。

とある。同年九月十二日に洪水で放生川に懸けられた高橋が流失したため、新たに作り替えるため、その賞として法橋に叙されたようだが、『石清水八幡宮寺略補任』（以下『略補任』）によれば、当時の上座は春禪、権上座は能禪で、『略補任』そのものに隆宴の名は見えない。『略補任』はこの時期は官任しか記述していないこと、当時の別当の子息という身分から見て、おそらくは寺任の権上座あたりであったのではないかと思われる。

さて、この『諸縁起』の三（前半欠）から十九までの文章と、『以下縁起』の三から十九（後半欠）までの部分とは、書写時の誤字・脱落を念頭に置けば、まず「同文」であるといつてよい。但し、『以下縁起』には文頭に番号は附されていない。また、『諸縁起』では五番・六番は一行ずつ割り当てて記すのを、森本・谷村家本『以

幸清撰『宇佐石清水宮以下縁起』について

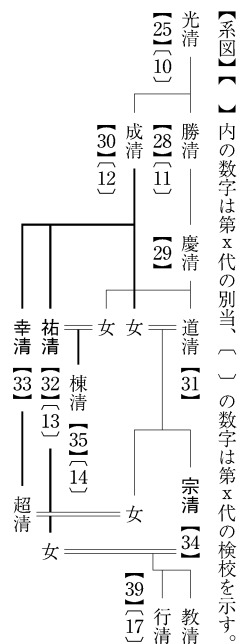
下縁起』は同じ部分を一つにまとめて書いてしまっている点、及び異本校合の跡や傍注がない点など、多少の違いはあるが、文章に差はない。むしろ、『諸縁起』の原本と照らし合わせてみると、全体的に言えば、『以下縁起』は一行の文字数は異なるものの、改行や文字の位置の変化の体裁などは、かなり近似している。『以下縁起』では十九以下の本文が欠落しているものの、目録に記された題目は、『諸縁起』の同じ文頭番号を持つ本文と内容的に一致する。そして、やはり、卅一と卅二の話題の間に一行を取り、「從此以下檢校法印祐清被撰出仍書入之」の一文が朱書きで書かれているのである。このことから、森本家・谷村家本『以下縁起』、寛正書写本の源といえる祖本は、幸清撰の縁起集の写本であると見なすことができよう。

以上のことから、『宇佐石清水宮以下縁起』という書物によって、損傷部分が目立つ幸清撰の『諸縁起』の欠落・欠損部分が補うことができ、幸清撰の縁起集の全貌を伺うことができるということになる。何よりも序文の存在は大きい。幸清撰の縁起集が当初から『宇佐石清水宮以下縁起』という書名や目録を持っていたかどうかは未詳だが、『諸縁起』も表紙のない本に便宜上附けられた題名の可能性もあり、本来の書名も『宇佐石清水宮以下縁起』だった確率の方が高いのではないか。

次に、『八幡大菩薩示現記』に目を転じたい。『示現記』は、石清

水八幡宮史料叢書の解説を借りれば、「原表紙の残闕部と本紙との継目田中宗清の署判あり、外題・内題共に缺き、本来の書名は不詳」である。ただ、「東竹法印権大僧都召清」が寛文元年（一六六一）九月十五日に書写した『八幡大菩薩示現記』（石清水八幡宮所蔵）は、始めから最後まで、訓点をも含めてまったく同じである。その表紙には、明暦二年（一六五六）の孟冬（十月）に校合を終えたことが記され、表題には「八幡大菩薩示現記 雜 奥不足」とある。史料叢書の原本では本文の巻頭が少し欠損しているため、史料叢書には「□師」とした部分が、召清書写本では「可給妙力法師」となっていて、その下に「有宗清判」と記されている。すなわち、この史料叢書の原本は宗清が「妙力法師」（不詳）なる者に与えるためのものだったと言えよう。召清（一六二四～一六八七）は極官が石清水八幡宮権別当・法印権大僧都で、寛文年中、精力的に石清水記録を整理した人である。

さて、この『示現記』の所有者「宗清」（一一九〇～一二三七）は、第三十一代別当道清の子で、文暦二年（一二三四）に、幸清の病没後、第三十四代別当に任ぜられる。幸清撰の縁起集が作成された承元四年当時は、二十一歳の権別当であり、『宮寺縁事抄』の著者として知られる。祐清・幸清との関係を系図で表すと、次のようになる。



すなわち、宗清は祐清・幸清の甥であると同時に、祐清の女婿であり、幸清の子超清とは義理の兄弟という、きわめて関係の深い間柄にあった。宗清の回顧によると、宗清を幸清の「入室弟子」にする約束となっていたが、成清の死後、嫡流をめぐって三人の関係は徐々に崩れていく。この宗清の『示現記』の最後尾に見える「八幡宮御縁記」に、『以下縁起』の一・二・三・四番の本文と同じ順序でほぼ同じ記述を、見いだすことができる。

まず、『以下縁起』の一は、

宇佐宮八幡大菩薩縁起【以天平勝宝元年己丑造立宇佐宮】

欽明天皇卅二年辛卯正月云云。此比、八幡大明神顕於筑紫靈豊前

国宇佐郡厩峰菱湯池之間、有鍛冶翁、甚奇異也。因茲、大神

比義、絶穀三年籠居精進、即捧御幣祈言、若汝神者、我前可

顕。即現三歳小兒、立竹葉託宣云、我是日本人皇第十六代營

田天皇廣幡八幡麻呂也、我名曰護国靈験威力神通大自在王菩

薩、国々所々垂跡、於神明是初顕御座耳。

一云、八幡大菩薩、初顕豊前国宇佐郡馬城峯、其後移於菱形小倉山、今宇佐宮是也【已上出于彼縁起也】

とあるが、「已上出于彼縁起也」で終わるのを見ても、これは明らかに『扶桑略記』第三、欽明天皇卅二年の条からの抄出である。

『扶桑略記』では、「欽明天皇卅二年辛卯正月一日甲子」の記事として、穴穂間人皇女の夢と懐妊の話が記され、「又同比、八幡大明神顕於筑紫矣。豊前国宇佐郡」と続くのだが、それを『以下縁起』は「正月云。此比」と文章を整え直して、八幡大明神の宇佐顕現の話だけを抜き出しているのである。あるいは、抜き出して「宇佐宮八幡大菩薩縁起」とあつたものを、幸清が抄出したものかも知れない。

これが、『示現記』になると、いきなり「筑紫豊前国宇佐郡」の部分から始まり、『以下縁起』や『扶桑略記』にはあつた「一云、八幡大菩薩初顕豊前国宇佐郡馬城峯、其後移於菱形小倉山、今宇佐宮是也【已上出于彼縁起也】」の一文が消去され、そして、「是則欽明天皇之時也」と割り注を入れている。続いて、『以下縁起』が二に、

天平卅年、聖武天皇奉鑄東大寺大仏之間、以右兵衛督藤原朝臣為勅使、奉勸請為鎮守【奉鑄大仏之妙工御座耳】

と、新たな話題として東大寺八幡宮の勸請を掲げるのに対し、『示

幸清撰『宇佐石清水宮以下縁起』について

現記』は「爰^{コト}天平年中二聖武天皇」と、前の宇佐顕現に文章をつなげる形で、展開する。『以下縁起』の三・四の話題は、『示現記』では「又貞観元年」「又寛平年中」と、「又」で繋ぎ、一連のものとして記述されている。『扶桑略記』や年代表記のあり方から見て、『示現記』から『以下縁起』への行程は考えられず、『示現記』の作者が幸清撰の縁起集から抄出したものを整え直して、「八幡宮御縁起」として取り入れたと考えるのが順当であろう。このことから、『諸縁起』の欠落した巻頭部分は、『以下縁起』で補い、一から四までの本文は『示現記』で誤字や脱落の有無を補助確認することができるということになる。

三、幸清と縁起

『石清水文書一』（四六・四七）には祐清と幸清の手紙のやり取りが残されている。そこでは幸清が祐清に頼まれて「字を違えずに」書写した「行教和尚真筆本縁起」と、ついでに倉から発見した「聖武天皇御起請文」「勅書」も祐清に送っていることが知られる。行教真筆の縁起はもとは「弥勒寺文書」の中にあつたもので、「故僧都御房」が所持していたという。故父成清は弥勒寺講師であり、祐清は正治元年（一一九九）七月三十日から宇佐弥勒寺・喜多院・正八幡宮検校になつている。成清は建久十年（一一九九）八月二十七

日の入滅であるから、「故僧都御房」は成清を指し、それ以降、祐清が弥勒寺関係の文書の把握にいそんでいた頃の出来事であろうか。また、『宮寺縁事抄仏神事次第 御神楽次第末』の「私御神楽京人下向事」の条で大治・保延・承久の例を挙げた最後に、「幸清、別に勤じ入るべし」と「田中宗清追筆」があり、あるいは幸清と宗清が協力し合って、先例を知るために文書・記録の整理をしていた可能性もある。

こういった背景から、幸清の縁起への関心の由来も多少なりとも伺えることになるのだが、『以下縁起』と『諸縁起』両書によって復元され、全体が明らかになる〔幸清撰縁起集〕（以下、混乱を避けるためにこの表現で述べたい）の内部から少し、縁起収集の意図を探ってみたい。〔幸清撰縁起集〕の本文は、宇佐（一）・東大寺（二）・石清水（三）・薬師寺（四）の各八幡宮創建の様子から時代順に始まるが、東大寺と薬師寺の八幡宮を鎮守と位置づけ、三の石清水創建の「記録」として、「行教は紀氏一族が石清水八幡宮の俗官たるべしと定めた」、「行教はまず宇佐から石清水に勧請して、その後大安寺に勧請した」という内容のものを撰んでいるのが特徴である。三・四を引用すると、

（三） 貞観元年、大安寺行教大法師、為奉拝大菩薩參詣宇佐宮、一

夏之間昼転読大乘経、夜誦諸尊真言、即大菩薩示現宣、汝為我

心淨読経唱呪、興汝共上洛近都護王城。即行教弥致信力奉勧請之、先著山崎離宮。其夜示現宣、汝見我住所。即驚出見者、異方男山石清水鳩峯上屢現大星光。即再三奉拝之後、扨曉見山上者靈驗所也。仍奏聞 公家、即下給木工允橋義基、准宇佐本宮造立三所御殿。即大納言紀古佐美末孫行教議定云、以我弟子安宗法師可為宮寺司、以紀氏可為俗官。即最初以紀御豊為神主。于今其門徒并紀氏相統不絶。其後、行教奉勧請本寺大安寺也。

（傍線、筆者）

（四） 寛平年中、薬師寺別当栄昭奉勧請寺家南園、為鎮守耳。

である。三「貞観元年大安寺行教參詣宇佐宮蒙託宣奉勧請男山事」の典拠は未詳だが、傍線を付した「昼転読大乘経、夜誦諸尊真言」「先着山崎離宮」「大星光」の部分は、奥書に貞観五年（八六三）の行教作とする七「石清水八幡宮護国寺縁起事」（以下「護国寺略記」と共通する。この「護国寺略記」をベースとした創建縁起は、「大納言紀古佐美末孫行教」が、「我弟子安宗法師を以て宮寺司となすべし、紀氏を以て俗官と為すべし」と議定し、それで最初に紀御豊を以て神主としたと伝える。

『三代美録』貞観十八年（八七六）八月十三日条には、

石清水八幡護国寺申牒称。故伝灯大法師位行教。去貞観二年奉為国家。祈請大菩薩。奉移此間。望請准宇佐宮。永置神主。即

以従八位上紀朝臣御豊爲之。勅從之。

とあつて、紀御豊が初代神主に補されたのは事実だが、貞観十八年にはすでに行教は没していたと見られ、「以紀氏可爲俗官」と行教が取り決めを行うには無理がある。しかも、『略補任』や『系図』等では、俗官のトップは（在廳）俗別当であつて、先の七代の俗別当は紀氏ではなく、天慶六年（九四三）、紀良常が初めて神主を経ずに、神主良真を超えて権俗別当から補任されたと伝えられている。以後、紀氏が神主から俗別当へと独占的に昇進するようになる。尚、権俗別当以下の職には紀氏ばかりではなく、多くの氏族の名が見られる。とすれば、三の縁起は、紀氏が石清水祀官の最高位たる別当職・俗別当職を独占するようになって、行教を「大納言紀古佐美末孫」とする紀氏一族の間で誇り高く語られた創建縁起かと思われ、幸清が石清水関係の先頭に選ぶだけの価値があつた。

問題は大安寺である。大安寺先行説は、『幸清撰縁起集』の五「斉衡二年移坐大安寺事」、十四「大安寺塔中院建立縁起」、卅「俗別当兼孝語」に登場し、幸清は大安寺先行説も無視はしていない。大安寺の方は、大同二年に唐から帰国した行教が宇佐に参詣して託宣を得、朝廷に上奏して勅命で和氣清麻呂が大安寺塔中院と宝殿を建てたと主張していた。もっとも、『幸清撰縁起集』十四には、この応和二年（九六二）の奥書を持つ大安寺塔中院縁起に対して、小

幸清撰『宇佐石清水宮以下縁起』について

文字で

和氣清麻呂、延暦十七年正月十九日薨云々。

然者、大同二年、現存奉 勅命之条不審也。可尋之。

という書き込みがある。延暦十七年（七九八）に没した和氣清麻呂が大同二年（八〇七）に宝殿を建てるはずはなく、もっともな指摘である。この一文が幸清の手になるものか、あるいは幸清が所持していた『大安寺塔中院建立縁起』の写本にすでに書き込まれていたのかはわからないが、大安寺の大同二年説は『幸清撰縁起集』の中で完全に崩れ去る。⑨

次に、五・六の

年代記云、斉衡二年、八幡大菩薩移座大安寺云云。

貞観二年移御山崎宮其後移男山云云。

という記事は、大江親通の『七代寺巡礼私記』（保延六年（一一四〇）に巡礼）にも「年代記」を引いて、ほぼ同様の記述があり、ここでは「貞観二年」以下に相当する部分は「行教和尚記」からの引用となつている。⑩この「年代記」もどのようなものかは不明である。

この大安寺先行説は大安寺を支配下に収めた興福寺に利用されることとなる。すなわち、天永四年（一一一三）四月に興福寺大衆は、「大安寺は石清水宮寺の本宮である、その故は行教和尚が八幡大菩薩の御影を写してまず大安寺に安置、後に石清水に遷したから」で、

大安寺の末宮として、興福寺の強訴に神輿を出して連なるよう要求。その時の石清水側は、「貞観二年、行教が宇佐から三所御体を男山に安置した後、仏教鎮守として大安寺に移し、次に薬師寺に別当兼照が寺家に勧請したのだ」と返答した^⑩。

石清水の返答の基盤になっているのは、「幸清撰縁起集」では八「同縁起並道俗司次第事」として掲載される、長徳元年（九九五）の奥書を持つ「遷座縁起」の記事がもとになっているようだが、その時の石清水の別当が光清、俗別当が紀兼孝（一〇六六―一一四五）であった。その兼孝が、個人的には大安寺先行説を取っているのである。

俗別当兼孝語云、建立大師行教和尚、南京大安寺法師也、大納言紀古佐美之末也、行教為勅使參宇佐宮、奉摸大菩薩御正体於衣袖、帰洛奉祝男山、先御奈良云々、御影阿弥陀三尊云々、貞観元年奉移石清水、行教奉見大菩薩云々、最初別当安宗、奉見大菩薩御腰下云々、元命別当於宝前、奉説金剛般若経、
 給如意宝珠。（傍線筆者）

右の文は、『幸清撰縁起集』卅「俗別当兼孝語事」の本文である。石清水内部でも両説語られるだけの何か根拠（史実かどうかは別として）があったのかも知れない。しかし、『幸清撰縁起集』の配話の視点から伺うと、五・六の年代記の大安寺先行説の次には、「祖

師行教が自ら著した」七の「護国寺略記」が続き、「紛れもなく宇佐石清水」を印象づけることになる。また、卅「兼孝語」に続く卅一「大菩薩所々移坐事」では、八幡大菩薩が唐から渡来して、日本の「比木嶺」に始まり、次々と各地に遷座して、ついに宇佐に鎮座したという伝承であり、兼孝の大安寺先行移坐説があまり大きな意味を持たないように配慮されているかに見える。石清水側にとっては、大安寺↓石清水か、宇佐↓石清水かは、石清水宮の位置づけとして根元的な問題である。建久元年（一一九一）には、宮寺領切山の民と興福寺領天山の民との争いから、石清水別当成清の罷免と切山の争論の地の領有を訴えて興福寺僧数百余人が上洛する騒ぎも体験しており、神人・領民統率の立場にある幸清としても「大安寺本宮」説を認めるわけにはいかなかっただろう。〔幸清撰縁起集〕では、忠実な抄出に徹しつつも、話題の配列に幸清なりの計算はあったようだ。

幸清は〔幸清撰縁起集〕において、石清水・宇佐・南都だけでなく、八幡に関わる話題を持つ九州の諸社にも目を向ける。大安寺縁起に続く大隅正宮（十五）は、承元四年当時、祐清の子秀清が検校となっており、香椎宮（十六）は幸清が検校、宮崎宮（十八・十九）は宗清が検校であった。他に阿蘇（十七）・高良（廿・廿一）・住吉（廿七）・氣比（廿八）・若宮（卅二）などの諸社は、八幡関係

で知識として知っておく必要があっただけでなく、若宮を始め、これらの神々が境内末社としてすべて勧請されていたことも縁起に取り入れる必然性の一因だろう。すなわち『幸清撰縁起集』の世界は、男山に参詣に訪れば神々に接し、経営に携われれば鎮西とも触れ合い、祭りや仏教行事に関わればより近くなる石清水八幡宮寺という小宇宙そのものである。序文の「家のため在のため」という幸清の言葉は、別当家一族のみならず、石清水八幡宮寺の経営を支える所司一族や神人・八幡宮領民、あるいは参詣者までも含んだ人々を念頭に置き、縁起によって石清水八幡宮寺下での八幡信仰の鼓吹と結束を意識したものでなかっただろうか。

最後に、阪本龍門文庫所蔵の『宇佐石清水宮以下縁起』が、インターネットを通じて、奈良女子大学附属図書館の画像データベース「阪本龍門文庫画像集」で映像が公開され、誰でも見ることができるようになったので参照されたい。第一冊がまったく森本家・谷村家本と同じで、十七の「筥崎宮記」の「皇」の字で終わり、やはり「寛正二年辛巳卯月仏性日誌之」の奥書がある。第二冊はその続きから始まり、「諸縁起」とまったく同文の隆宴書写の奥書があり、後に増補部分があって、明らかに隆宴書写本を源としている善本である。国書総目録には他にいくつか『宇佐石清水宮縁起』が見えるが、諸本については後考を俟ちたい。

幸清撰『宇佐石清水宮以下縁起』について

※ 引用に用いたテキストは、『諸縁起』は石清水八幡宮所蔵、石清水写「八幡大菩薩示現記」「石清水八幡宮寺略補任」は東大史料編纂所蔵謄写本、「遣心和歌集」は岩波新日本古典文学大系「中世和歌集 鎌倉篇」、「宮寺縁事抄」は神道大系「石清水」、「朝野群載」は新訂増補国史大系、「七大寺巡礼私記」は校刊美術史料・寺院編上のもを用いた。

注

- ① 『石清水八幡宮史』史料第六輯「朱印領」五七〇・五七一・八七五頁等参照。
- ② 「元仁二年（一二三五）三月 日田中宗清告文と勤勞異他条（宮寺縁事抄 告文類）所収」。
- ③ 注①に同じ。
- ④ 谷村家文書については、平成十六年に八幡市教育委員会の竹中友里代氏によって、調査報告が行われている。
- ⑤ 統群書類従・七上「紀氏系図」参照。及び、『遣心和歌集』承元三年六月十九日条。
- ⑥ 注②「田中宗清告文」蒙蔽重神恩条等。
- ⑦ 行教の没年は不明。「男山考古録」七では「寛平二年（八九〇）正月十八日遷化」。これに従えば、御豊の件も行教差配に見えるが、貞観五年に「行教非常の際は後を安宗に託す」という、「護国寺略記」と「同縁起並道俗司次第事」の記述や、安宗が同年に初代別当となっていることから見て、貞観五年没と見る西田長男氏の説が妥当か。西田長男氏「石清水八幡宮の創立」（日本神道史研究第八巻「神社編 上」所収。講談社、S 53発行）参照。
- ⑧ 『石清水八幡宮史』首巻所収・石清水祀官家系図（田中家）、紀良常の項「天曆六年五月二十八日、任俗別当 白権俗別当超神主良真朝臣也、

(中略) 紀氏以良常為初、自良常以前在廳俗別当七人也、所謂繼成、益雄、常澤、喜雄、当氏、滋峰、等生等也、非氏人、仍以良常為氏人、俗別当之初也。『石清水八幡宮寺略補任』では、貞觀六年〓繼成、寛平元年〓益雄、昌泰三年〓常澤、延喜十年〓喜雄、承平二年〓滋峰、承平七年〓等生、天曆六年〓良常として、当氏の名が見えない。

⑨ 『宮寺縁事抄第十三』「南都大安寺塔中院縁起」には書き込みはない。

⑩ 大安寺条〔前略〕又年代記云、齊衡二年八幡大井圃〔従カ〕宇佐宮移於大安寺御坐云々、要〔案カ〕行教和尚記云、貞觀八〔元カ〕年八月廿三日、八幡大井移山崎宮【非〔離カ〕宮是也】、自彼移男山峯給云々。大安寺先行説は同人著『七大寺日記』にすでに登場する。

⑪ 『朝野群載』卷第十六「佛事上」〔興福寺大衆牒〕「石清水八幡宮護国寺牒」。

⑫ 『玉葉』建久元年三月十三日、五月一日、同二日、建久二年九月六日条参照。

⑬ 『宮寺縁事抄第一末』。気比は大智満として祀られる。

末筆ながら、貴重な文献の閲覧を快く許可して下さった石清水八幡宮と谷村家、ならびに翻刻に際して多大なご教唆と協力の労を惜しまず取って下さった石清水八幡宮の田中公於氏・西中道禰宜、及び八幡市教育委員会会の竹中友里代氏には、この場を借りて心より御礼申し上げます。